

田辺藩における魚商について

川端 二三三郎

(一)
田辺藩における米穀以外の最大の商品として漁獲物を上げねばならないであろう。藩としても「魚之義御国第一之産物」(天保八年役用日記①)として、その保護・統制にあつたが、商品としての魚の特殊性のために、一般の商工業に対すると異つた一面もあつたであろう。こゝでは魚の販売機構を具体的に明かにすることによつて、田辺藩の一端を窺いたいと思ふのである。

天保五年の竹屋町「商売書上帳」によれば、漁業関係者は次の表の通りである。表中

表 1

	竹屋町	西吉原分
総戸数	138	80
内 賣 買 売 懸 屋 工 師	22	0
魚 魚 追 魚 舟 漁	14	0
	4	0
	1	0
	4	0
	0	66

の西吉原が何故竹屋町の管轄下にあるかは明かでないが、恐らく享保

年中竹屋町大火後漁師が吉原に移転したと云う由縁②に基くものであろう。従つて同町内とは云え、西吉原分は全くの漁師町であり、その支配にあつては町年寄支配と同時に、特に「吉原町煎」を設けている。さて、所謂竹屋町分にも漁業関係者が多いが、このうち「魚売買」を行う者を他の町と次の表によつて比較してみよう。「地売札」とは

表 2

	竹屋町	魚屋町	丹波町	平野町	計
地売札数	36	44	15	27	122
仲 買 買 賣 懸 屋 工 師	20	41	16	24	101
魚 魚 追 魚 舟 漁	2	1			2

看商売致候者并問屋共右之札を願致所持候。右之札無之者ハ吉原町并問屋江掛り商売之者調申事難成事ニ候。
(三政規範)
とあり、魚商関係者に与えられた鑑札である。但し「請売」人は所持していない。また、仲買人は大

概小売りも行つていたのであるが、竹屋町の場合、仲買仲間が地売札を持たない者が3人あり、逆に地売札を所持しながら「書上帳」に魚売買と記されていない者が4人存在する。これは借札禁止④にもかゝらず、実際には貸借されていたことを物語るのかも知れない。このことを考慮しながらもう少し地売札についてふれてみよう。地売札は毎年一枚に付き六匁の運上銀を課せられているが、竹屋町についてその上納寛えによつて札の変動を追つてみると次の通りであるが、表の中で寛政十二年から天保五年までの三拾数年間における激減が何に因るかは不明である。地売札の所持者には次の二つのタイプがある。

イ、新左工門札 勤兵工
ロ、久 助 札 久 助

イの場合これが親子間の継承を示すか、或は借札かを判定する材料がないのであるが、札名は数年間にわたつて固定しており、また次のような例から借札が多かつたのではないかと思ふ。

乍恐奉願上候口上之覚
一 私共幼少之節親懸左工門死去仕候而魚商売得ん仕及難儀候内魚地売御札之儀若年々御上納銀御座候事致平

表 3

	地売札	札
天明	4	35
寛政	2	36
	7	36
	9	36
	10	34
	12	23
天保	5	25
	6	26
	8	25
	9	26
	10	26
	11	27
	12	27
	13	26
	14	26

野屋町利兵衛与申着江預申利兵衛与竹屋町役人江年々上納可仕筈ニ而我々成人之節は返し可申約束仕預ケ置申候。去年借家取戻し帰宅仕候ニ付魚地売御札返し吳候様利兵衛江申候得共返し不申……。

寛政七乙卯年七月 竹屋町

宇之助

御奉行様

また、札所持者の実態をとらえるため、「常之外商売盛ニ致魚類不取扱地売札所持候者」(寛政二年御用諸事日記)の調査が行われているが、この好い例として油屋嘉左工門の場合がある。彼は天保年間には明らかに地売札を所持しているが、「商売書上帳」には左の通り該当する記載なく、

一、種桐実油麻米穀物荒もの賃屋帳

油屋

嘉左工門

とあり、竹屋町では上層に属する町人である。彼が地売札を手離したのは恐らく次の通り弘化二年のことであつたと思われる。

一、魚売買譲替

譲主

竹屋町

油屋嘉左工門

請主

同 町

辰巳屋吉右工門

右願相肴候間其段御心得可有之候以上
(弘化二年) 十二月十日

(役用日記)

何故彼が一時期でも地売札を持ちながら魚類扱わなかつたか、その理由は魚類と他の商品の取扱いが両立しがたい点に求められよう。そのことは「商売書上帳」の記載において「魚売買」を行う者が他の商品を取扱ふ例は極めて希であることから云える。そして多くの場合「魚売買」、ことにその小売りは零細な商人によつて展開されていたのではなからうか。次の例はその一端を物語ると言えよう。

一札之事

一、此度私共魚商売相始候処於町内先年従水道側之分新ニ魚商売不相成候段被仰聞承知仕候然ル処私儀與丹波売ニ而看店出し候ニ茂無御座勿論水道直ニ而有取扱之儀決而不仕居宅裏ニ而仕上ケ仕候……。

文政十一戌子年十月

万屋嘉右工門

請人 近江屋平助

町内御役人様

次に、仲買・小売人にとつて最大関心事は如何にして魚価を決めるかと云う点である。この場合魚問屋の動向が問題となるのであるが、こゝでは天保六年の「買寄仲間不正事件」(仮称)を中心に触れてみたい。

天保六年七月、城下の魚仲買百一人(内一名脱落)は連印して「乍恐奉願口上」③、書を四町(魚屋、丹波、平野屋、竹屋)年寄に提出した。内容は

一、魚物問屋江着船いたし候得は問屋より魚肝煎へ案内いたし其上魚仲買中へ触廻り早速罷越立合ニ而直(値)入れいたし候義規定ニ候所勿論買寄与申着以注文書を飛脚ニ而も相立候状書面ニ而も申遣し候而先方ニ而直段相究先方与送り状諸共着船いたし候義是則買寄与銘々共相心得居申候所近末仲買之内別紙之通り肝煎并仲間拾四人之者買寄

仲間ト唱へ別段規定を立魚物着船仕候
得者近国は勿論其外遠国之船たり共数
度内證ニ而問屋ト申合セ別紙拾四人之
内ニ而買寄手名付利口成宜鋪もの二候
へ八分ケ取ニいたし又々売兼沢山成魚
二候へは仲買中へ相触直入爲致勝手而
己甚以不將成致方ニ御座候……。

と、要するに糶市場を一部の仲買人と問屋
が独占したことに對する憤懣を爆発させた
ものであつた。魚類はその量と鮮度によつ
て値が大きく変動する商品であるから、問
屋と結託した買寄仲間の不法行為の及ぼす
影響は極めて大きかつたであらう。同七月
の「追願書」によれば、去る文化八年にも
肝煎と頭立たる者が問屋と同腹でこのよう
な事件を起したことが指摘されている。

残念ながら、これに對する買寄仲間の反
論は残されていないが、同年由七月には両
問屋、および拾四人から各々記びの「一札」
が魚仲買衆中宛に出されている。こうして
同月延壽院で惠比須講を開き「一統和順」
となつた。

しかし両問屋は各々謹慎して母を代人に立
て、肝煎役は四人中直接事件に關係のあつ
た者三人が退役し、新たに一人任命、仲買
中年行司（世話人）五人は全部交代してお

り、事件の重大さを窺うことが出来よう。

また同年八月、これまで事件直接介入し
なかつた藩庁から、従来の規定へ文化十年
被仰出趣の確認、「仲買両問屋共新規定」
が指示され、更に仲買中にも「仲間申合え
規定」が定められた。⑤ それによれば買寄
魚物の届出制の強化等に新味が盛りられてい
るが本質的な変化はなく、糶市場統制の困
難さを推測することが出来よう。事実、天
保八年一月にさきの「買寄仲間不正事件」
の料を赦された両問屋がその一月に再び仕
切の不正で仲買中から訴えられているので
ある。

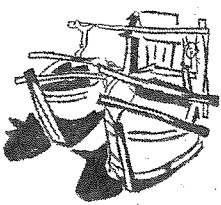
また、同七年五月には仲買中八十人が数
日間延壽院、住吉社で「徒党ケ間敷行為を
行つた科により「一札」を入れていた。原
因は全く不明であるが、やはり流通機構に
對する不満が尾を引いていたのではないだ
らうか。

付言すれば仲買中に對する藩庁の監督が
強化されるのは天保九年の「魚仲買取締」
の任命に始まり、他方では桐実の専売制が
検討されはじめるのであつて、天保年間
は田辺藩にとつても政策の転換期であつたの
ではないだらうか。

以上

註

- ① 竹屋町自治会藏、以下特に記さな
い限り全て右の所藏史料である。
- ② 岩崎英精氏著「京都府漁業史」
- ③ 「記録」（天保六年起・田辺魚仲
買中）による。但し、「地売札」数
は「三政規範」（糸井文庫）による
もので年代に相違がある。
- ④ 魚地売札讓替之儀者相成候共借札
之義者可爲無用事（前掲記録）
- ⑤ これらの内容については前掲「京
都府漁業史」に詳しい。



— 舞鶴地方史料集 —

神社の資料に就て 第一回

「丹後国神社考證」

井上金次郎 誌

昨年十一月二十五日より同二十八日にか
けて行われた舞鶴市の第四次文化財調査は
主に神社關係であつたが、これは当地方と
しては画期的なもので、このように綜合的
に行なわれた事は明治維新当初の神仏分離
に伴う社寺の取調べ以来のことであらうと
思われる。

この当時の取調べに類する調査は、これ
の指令を施行する爲の監視的な権威発動的
なものであつたが、今回の調査は神社当事
者の理解ある協力によつて文化財保護の立
場に立つて、この信仰対象に焦点を合せ、
これらに關連する資料を各々の角度から観
察し、正しい意味の科学的な調査が行われ
たことは恐らく空前のことであつたと思わ
れる。

二、三の特異なものを除いてその御神体が

り御正体が、或は藤原時代にまで遡るもの
が数多く発見されたため、これらの古神像
群に接した調査官一行が「当地方文化史研
究の貴重な資料」と報告された事であつた
が、この調査に随伴して当地方史研究の爲
の多くの史料の新発見並にその所在を確認
し得た事は私達の大きな快びの一つであつ
た。

就中この時には採録し得なかつた後日を期
した資料の裡私が約三十年間探し求めてい
た 高田昌賢著「加佐郡東西村々社取調書」
の原本を大川神社高田氏の宅で発見した
ことは正に奇遇で、本當にうれしかった。
これは何れ余暇を得て写録発表させて頂く
心算であるが、戦前社格決定の尺度の基準
的な書となつていたものである。

今、左に掲出するものはこの調査行に採

録し得たもので、これ等を順次この「舞鶴
地方史」に紹介したいと思つてゐる。

- 一、朝代大明神縁起 巻巻 江戸時代
紙本墨書 卷子体
- 二、朝代神社祭礼繪巻 巻巻 江戸時代末
紙本長尺淡彩極密のもの
舞鶴藩士 林五峯
- 三、朝代神社普請手控え 巻冊
紙本美濃判墨書（2頁もの）
享保十七年壬子九月三日の類焼直
後社殿再建の節の覽書
「以上 朝代神社蔵」
- 四、大川社建立御寄附帳 巻冊
紙本版行へ木版 六頁もの
享保二十年乙卯二月吉曜日
大川大明神委記 巻冊
紙本美濃判墨書（2頁もの）
天明三癸卯年四月十一日
御本所様御役人中
- 五、吉田徳明翁「丹後国神社考證」加佐
郡 巻冊
紙本墨書（写本）18頁
江戸末より明治初年
- 六、以上 大川神社蔵
- 七、手鑑帳 明和五戊子年五月吉日 巻冊
紙本墨書 14頁のもの